第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

　この要領は、第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要
2. 業務名

第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

1. 業務内容

第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定

（詳細は「第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」をご参照ください。）

1. 履行期間

契約締結の日から令和７年３月３１日までとする。

1. 提案上限額

１３，８６０，０００円

【令和５年度（8,844千円）、令和６年度（5,016千円）】

※各年度毎に上限額を設定しています。

※消費税・地方消費税込

1. 発注者

沖縄市

1. 担当課・問合せ先

〒９０４－８５０１　沖縄県沖縄市仲宗根町２６番１号

沖縄市役所　こどものまち推進部　こども企画課　担当：當山

電話番号　０９８－９３９－１２１２　内線３４０５

電子メール　ko\_kikakua101@city.okinawa.lg.jp

1. 参加者の募集
2. 募集方法

沖縄市ホームページにおいて告知する。

1. 公募期間

令和５年９月11日（月）　～　令和５年10月3日（火）

1. 参加資格

以下の要件をすべて満たす者であること。

1. 沖縄県内に事業所本店又は支店（営業所）の事務所を置く法人であり、当該事務所に当該事業所の正規社員が常駐していること。
2. 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
3. 民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
4. 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
5. 国税、県税、市町村税について滞納がないこと。
6. 法人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
7. 委託事業者選定までのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年９月11日（月）～令和５年10月6日（金） | ●仕様書、募集要項等の公開【令和５年９月11日（月）】沖縄市ホームページにて告示。●プロポーザルに関する質問受付令和５年９月11日（月）　～9月29日（金）１７時まで。※質問書をメール添付にて受付。【質問への回答】全質問の回答を令和5年10月3日（火）１７時までに沖縄市ホームページにて公表。●応募書類受付期間令和5年10月4日（水）～10月6日（金）１７時まで。 |
| 令和5年10月16日（月）**【予定】** | ●1次審査結果通知 |
| 令和5年10月19日（木）**【予定】** | ●企画提案（プレゼンテーション）　※詳細は後日通知 |
| 令和5年10月24日（火）までに決定**【予定】** | ●契約候補者の決定 |
| 令和5年10月31日（火）までに締結**【予定】** | ●契約締結 |

1. 応募書類等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 提出書類 | 様式 | 部数 |
| １ | 参加表明書 | 様式１ | １部 |
| ２ | 企画提案書 | 様式２ | 原本　　１部コピー　８部 |
| ３ | 業者概要書 | 様式３ |
| ４ | 業務経歴書 | 様式４ |
| ５ | 業務実施体制表 | 様式５ |
| ６ | 管理担当者及び主任担当者の経歴等 | 様式６※管理担当者・主任担当者それぞれ提出。 |
| ７ | 参考見積書 | Ａ４サイズの任意様式※令和５年度実施分と令和６年度実施分それぞれ作成し、内訳も明記すること。※各年度毎の提案上限額は「2.業務概要」を参照。 | １部 |
| ８ | 企業パンフレット |  | １部 |
| ９ | 応募書類確認表 |  | １部 |
| **※沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は以下も提出** |
| １0 | 滞納のない証明書 | 国税、県税、市町村税それぞれについて提出すること。発行から3ヵ月以内とする。 | 各１部 |
| １1 | 履歴事項全部証明書 | 発行から3ヵ月以内とする。 | １部 |

提出方法：沖縄市役所　こどものまち推進部　こども企画課へ持参

住　　所：沖縄市仲宗根町２６番１号　市役所本庁舎2階

　　　　　　　　　※提出時に「応募書類確認表」にて資料確認を行います。

1. 審査及び決定
2. 審査方法
	* 1. １次審査（書類審査）及び２次審査（プレゼンテーションによる企画提案審査）を行う。ただし、参考見積書の価格が「２．業務概要の（４）提案上限額」を超える額で提示された事業所は審査から除外する。
		2. 審査は１次審査（書類審査）及び２次審査（プレゼンテーションによる企画提案審査）の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

なお、合計点数が60％未満の場合は委託契約をしない。

* + 1. 応募者が多数の場合は、１次審査（書類審査）の得点が高い３者程度を選定し、２次審査を行う。
1. 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 基準 |
| １次審査 | 業務実施体制 | 適切な業務を提供できる実施体制か管理担当者・主任担当者は、当該業務に支障がない手持ち業務量か |
| 業務経歴 | 管理担当者・主任担当者の福祉計画コンサルタント業務の従事年数 |
| 業務実績 | 会社の過去の同種・類似業務の実績　同種業務：こども関連計画　類似業務：福祉関連計画 |
| ２次審査 | 本業務の理解度 | 本業務に関する『目的』等を十分に理解し、具体的な実施方針が示されているか※本業務委託仕様書参照 |
| アンケート | アンケートが有効な回答数となる工夫や回収率の高くなる方策が提案されているか |
| ニーズ調査分析 | アンケート調査が効果的に実施できる手法や設計のポイント、集計・分析方法が提案されているか。 |
| 情報収集等 | 国・県・他自治体の動向について情報収集や、本市への情報提供、会議対応、施策検討の助言について提案されているか |
| 地域理解度 | 子ども・子育て支援に関する沖縄市の現状と課題の分析等について提案されているか。 |
| スケジュール | 業務委託内容の手順及びスケジュールが示されているか |
| その他提案 | 提案に独創性等の付加価値があり、有益な代替案の提案や重要な指摘等があるか |

1. プロポーザル審査参加資格の喪失

以下の事項に該当する事業者は、プロポーザル審査に参加する資格を喪失するものとする。

* + 1. 提出期限を過ぎて企画提案書が提出されたとき。
		2. 提出書類に虚偽の記載があったとき。
		3. 会社更生法の適用を申請するなど契約履行が困難と認められる状態に至ったとき。
		4. プロポーザル審査の公平性を害する行為があったとき。
		5. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等が認められるとき。
1. 企画提案の予定日等
	* 1. 選定方法　：　プレゼンテーション
		2. 日　　時　：　令和5年10月19日（木）【予定】
		3. 場　　所　：　未定
		4. 提案時間　：　３０分（説明２０分、質疑応答１０分）
		5. 発 表 者　：　本業務に携わる責任者が必ず発表すること。
		6. 参加人数　：　3名まで（リモートによる参加不可）
		7. 使用機材　：　使用する機材（パソコン等）はすべて提案者が用意する

こと。ただし、モニターと延長コードは沖縄市において

準備する。

1. 契約候補事業者の選定
	* 1. （２）の審査項目について評価を行い、最も得点が高い事業者を契約候補事業者として選定する。
		2. 結果通知は令和5年10月24日（火）までに通知する。ただし、審査結果にかかる異議の申し立ては受け付けない。
		3. 契約候補事業者は、優先契約交渉権者であり、契約の締結を持って契約が成立する。契約が成立するまでの間、提案内容を基本とし、仕様内容の協議、価格などの交渉を行う。

なお、仕様の合致性・価格等によって契約が成立しない場合、次点候補者と契約交渉を行う。

1. 参加の辞退

参加表明後、やむを得ず参加を辞退する場合、辞退届（様式８）を提出すること。

　　　　※他のスケジュールへの影響もあるため、辞退届提出前に電話連絡を行うこと。

1. 留意事項
2. 企画提案書の作成など本プロポーザル審査に係る経費は各事業者の負担とし、提出書類等の返却は行わない。
3. 提出期限を過ぎた後、書類の再提出及び提出書類の改変はできない。
4. 受託者候補の選定に係る審査内容及び経過等については原則公表しない。
5. 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と受託者で別途協議する。